

# J A にじのご案内

(令和4年度 ディスクロージャー誌)



令和5年3月31日

にじ農業協同組合

## 目 次

I. ごあいさつ	1
II. 組合の沿革・歩み	2
III. 経営方針	3
1. 経営理念	
2. 経営方針	
IV. 概況及び組織に関する事項	5
1. 業務の運営の組織	
◆組織機構図	
◆組合員数及びその増減	
◆出資口数及びその増減	
◆組合員組織の概況	
◆地区一覧	
◆職員数	
2. 理事及び監事の氏名及び役職名	
◆役員一覧	
3. 会計監査人の名称	
4. 事業所の名称及び所在地	
◆店舗一覧	
V. 主要な業務の内容	9
1. 全般的な概況〔取組みとその結果・実績及び対処すべき課題〕	
2. 各事業の概況〔活動・実績〕	
◆信用事業	
◆共済事業	
◆農業・生活関連事業	
VI. 事業活動に関する事項	14
1. 農業振興活動	
2. 地域貢献情報	
3. 情報提供活動	
4. リスク管理の状況	
◆リスク管理体制	
◆金融商品の勧誘方針	
◆個人情報の取扱い方針	
◆貸出運営についての考え方	
◆内部監査体制	
5. 自己資本の状況	
◆自己資本比率の状況	
◆経営の健全化の確保と自己資本の充実	

VII. 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・	25
1. 決算の状況	
◆貸借対照表	
◆損益計算書	
◆注記表	
◆剰余金処分計算書	
2. 計算書類の正確性等にかかる確認（要請及び取組み方針）	
3. 会計監査人の監査	
4. 最近の5事業年度の主要な経営指標	
5. 利益総括表	
6. 資金運用収支の内訳	
7. 受取・支払利息の増減額	
8. 自己資本の充実の状況	
VIII. 直近2事業年度における事業の実績・・・・・・・・・・・・・・・・	76
1. 信用事業	
◆貯金に関する指標	
◆貸出金に関する指標	
◆為替	
◆有価証券に関する指標	
◆有価証券の時価情報等	
2. 共済事業	
3. 農業・生活関連事業	
IX. 直近2事業年度における事業の状況を示す指標・・・・・・・・・・・・・・・・	87
1. 利益率	
2. 貯貸率・貯証率	
3. 職員一人あたり指標	
4. 一店舗あたり指標	
X. 役員等の報酬体系・・・・・・・・・・・・・・・・	88
1. 役員	
2. 職員等	
3. その他	

## I. ごあいさつ

令和4年度は、「新型コロナウイルス感染症」に振り回され続けましたが、本年5月には、感染症の分類が2類から5類へ変更されることが決まり、インバウンドを含め人の往来は戻ってきました。地元の経済回復のため様々な行事を再開し、人と人の繋がりを再構築しなければならないと考えています。

そのようななか、組合員の皆様方には様々な事業に対し格別なご理解とご協力を賜りましたことに心から感謝を申し上げます。

昨年2月からのロシアによるウクライナ侵攻は、肥料・飼料、ガソリン、暖房用燃料などの価格上昇により、農業資材や生活必需品の高騰が生じ、組合員の皆様の生活に大きな影響を与えています。

生産資材など的高騰に対しては、農政連の皆様のご尽力により、国や県・市に対策をとっていただいています。今後も農政連の皆様とともに様々な対応策を進めてまいります。

また、JAにじは独自に肥料高騰対策として、価格上昇分の10パーセントを補填しています。引き続き、生産者の皆様にはご利用いただきますようお願いいたします。

しかしながら、農産物の価格は資材費など的高騰に見合った状況になっておらず、消費者への理解を進めながら、農産物への価格転嫁などJAグループと共に知恵を出し合って農業者の所得を上げていくことをめざします。

「自己改革」の1丁目1番地は、「農業者の所得増大」です。販売戦略を再構築し、1円でも高く販売するために、生産部会・ふくれん・市場とのコミュニケーションをしっかりと取っていきます。また、贈答用商品やネット販売に今まで以上に力を入れていきます。さらに、生産面では引き続き土壌診断などを実施し、土づくりによって生産物の収量と品質アップに繋げていきます。

金融・共済部門は厳しい状況が今後も続きます。新たな推進体制のなかで、組合員の幸せづくりのお手伝い出来るように努力していきます。

ファーマーズマーケット「にじの耳納の里」は、営業開始以来、出荷者協力会の方や消費者の方に大きく育てて頂いたことに感謝します。来年度は、20周年を迎えます。販売高15億円をめざし、新たな「にじの耳納の里」の創出に向けて進んでいきます。

令和5年度の職場目標は、「改善」とさせていただきます。自己改革を進めていくなかで働きやすい職場を構築することは重要です。地域・組合員のために、より一層の創意工夫で知恵を形にして、「改善」出来ることを積極的に進めるとともに、環境に対応し、しっかりとコミュニケーションを取り合い、知恵を出していくJAにじを作り上げていきます。

先が読めない状況が続きますが、役職員一丸となって「感謝」の気持ちを忘れずに、この難局を乗り越え前に進んでいきます。JAにじに対するこれまで以上のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

令和5年3月

代表理事組合長 右田 英訓

## Ⅱ. 組合の沿革・歩み

平成8年4月	にじ農業協同組合 設立
平成9年5月10日	J Aにじ第1回通常総代会
平成10年4月30日	総合会館アルカス竣工式
平成14年1月30日	園芸流通センター起工式
平成14年4月1日	アルカス田主丸落成式
平成14年9月3日	園芸流通センター落成式
平成16年4月21日	にじの耳納の里グランドオープン
平成17年5月21日	耳納の里ふれあい農園開所式
平成18年3月10日	J Aにじ青年部10周年記念式典
平成18年5月10日	J Aにじ10周年記念式典
平成19年2月26日	第1次支所再編
平成20年3月14日	アルカスうきは斎場落成式
平成20年8月 4日	田主丸SSグランドオープン
平成23年3月 1日	農機一体運営関係J A調印式
平成23年4月 7日	にじの耳納の里増床開所式
平成23年12月16日	教育文化センターきずな開所式
平成24年2月27日	第二次支店再編
平成24年10月29日	A重油配送施設竣工式
平成25年8月8日	うきはセルフSSグランドオープン
平成25年12月3日	歯科診療所開所式
平成28年12月10日	J Aにじ20周年記念式典
平成29年3月27日	吉井カントリーエレベーター竣工式

### Ⅲ. 経営方針

#### 1. 経営理念

《JAにじ 経営理念（目標）》
1. 未来にはばたく農業づくり
2. まごころふれあう地域づくり
3. 希望にかがやく人づくり
4. 笑顔いきいきJAづくり
《経営ビジョン》
魅力ある地域農業を実現し、組合員満足を追求します
《基本方針》
「農への現場力」を高めて、組合員の所得向上に貢献します
「地域とのきずな」を深めて、人が集うJAを目指します
「経営資源の選択と集中」による、持続可能な事業運営に取り組みます
《令和5年度職場目標》
[改善]
地域・組合員のためより一層の創意工夫で知恵を形に

## 2. 経営方針

### 【営農部門方針】

国内農業は、世界的な気候変動、生産資材等の高騰、農業従事者の高齢化と担い手不足による生産基盤の弱体化など、様々な課題を抱えています。

このようななか、JAにじでは消費者や実需者ニーズに対応した生産・販売の実践と、国産農畜産物の適正な価格形成の実現に向け取り組んでいきます。

また、「みどりの食料システム戦略」に基づく環境負荷低減の取り組みや、新たな担い手の育成・農業の労働力確保などに取り組んでいくなど、さまざまな課題を解決し、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」による、安全・安心な国産農畜産物の安定供給と持続可能な農業の実現に向け取り組んでいきます。

### 【金融共済部門方針】

JAが将来に渡り、農業者の所得増大に貢献していくために、持続可能な組織として盤石な経営基盤を築いていく必要があります。しかし、人口減少・高齢化・超低金利等の環境変化が続くなかで信用・共済事業の事業総利益は今後も減少が予想され、さらなる収支改善をはかっていくことが重要となっています。

そのようななか、JAは組合員・利用者が健康で安心して暮らせる地域社会の実現へ向けて、一人ひとりのライフスタイルの変化やニーズにあった金融サービスの提供・保障の提案を積極的に取り組み、皆さまとの「つながり」を強化いたします。

また、デジタル技術を活用した取り組みを促進し、「対面」と「非対面」の融合によるさらなる利便性向上と業務効率化を実現します。

### 【経済部門方針】

管内については、少子超高齢化による人口減少過程に入っており、それに伴い集落機能の低下や地域経済の停滞など、地域の活性化が失われつつあります。また、人と人のつながりが希薄化し、相互扶助の機能が弱りつつあります。さらに、コロナ禍により組合員・地域住民の行動は変化し、「食の安全・安心」「健康づくりや暮らし」のニーズに対応する必要が求められています。

このような現状のなか、経済事業を持続的に継続するためには、組合員・地域住民のニーズを把握し、商品の企画・提案や必要とする新たな事業活動、JA事業に参画意識を高め、部門の収支改善に取り組めます。

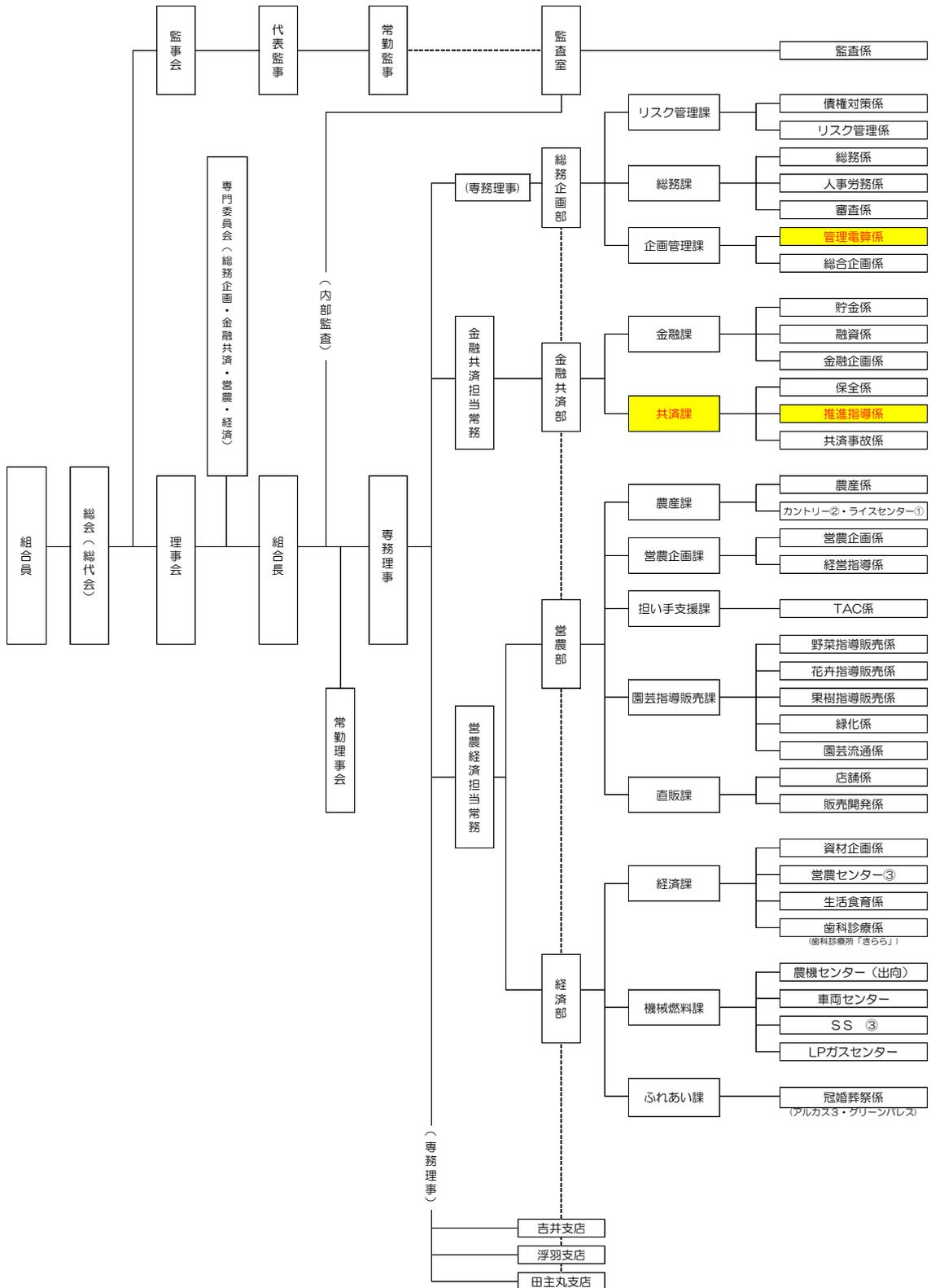
### 【総務企画・監査部門方針】

JAにじ自己改革の実践とその浸透をはかるため、経営基盤の確立・強化と経営の健全性確保に取り組めます。また、組合員・地域住民に求められるJAをめざし、組合員との『絆』を強化するとともに、それを実現する人材育成に取り組めます。

# IV. 概況及び組織に関する事項

## 1. 業務の運営の組織

### ◆組織機構図（5年4月1日現在）



◆組合員数及びその増減

(単位：人)

区分	令和3年度	令和4年度	増減
正組合員	5,980	5,842	△138
個人	5,959	5,819	△140
法人	21	23	2
准組合員	14,834	15,095	261
個人	14,819	15,080	261
法人	15	15	0
合計	20,814	20,937	123

◆出資口数及びその増減

(単位：口)

区分	令和3年度	令和4年度	増減
正組合員	1,317,821	1,286,363	△31,458
准組合員	238,126	245,006	6,880
小計	1,555,947	1,531,369	△24,578
処分未済持分	5,416	7,498	2,082
合計	1,561,363	1,538,867	△22,496

(摘要) (1) 出資1口金額 1,000円

◆組合員組織の概況（令和5年3月31日現在）

組 織 名	構成員数	組 織 名	構成員数
J Aにじ青年部	46 人	苗木花木	45 人
J Aにじ女性部	1,104 人	鉢物部会	52 人
年金友の会	6,398 人	緑化建設組合	6 人
柿部会	464 人	コンテナ部会	14 人
ぶどう部会	210 人	肥育部会	4 人
キウイ部会	44 人	受託部会	8 人
トマト部会	43 人	グレンクラブ	24 人
いちご部会	45 人	吉井C E利用者組合	317 人
花部会	28 人	田主丸C E利用者組合	419 人
なす部会	13 人	R C利用組合	335 人
梨部会	45 人	青色申告会	376 人
茶部会	21 人	耳納の里出荷者協力会	1,147 人
ほうれん草部会	48 人	麦部会	243 人
根菜部会	5 人	農事組合	243 組合
レタス部会	11 人		
いちじく部会	32 人		

◆地区一覧

うきは市、久留米市田主丸町の区域

◆職員数

（単位：人）

区 分	令和3年度末	令和4年度末			
		うち男	うち女		
正職員数	一般事務職員	122	121	80	41
	営農指導員	15	14	14	0
	生活指導員	2	2	0	2
	その他専門技術職員	9	9	8	1
小 計	148	146	102	44	
常 雇	89	89	29	60	
臨時・パート	1	1	1	0	
派 遣	0	0	0	0	
合 計	238	236	132	104	

## 2. 理事及び監事の氏名及び役職名

### ◆役員一覧

(令和5年3月末現在)

役員	氏名	役員	氏名
代表理事組合長	右田 英訓	理 事	郷原 寧康
代表理事専務	久保田 和宏	〃	後藤 マス子
常 務 理 事	田中 英次	〃	後藤 真須美
常 務 理 事	木下 清実	〃	平 壯一
理 事	山下 智	〃	田中 尚一
〃	田籠 英美	〃	永井 孝俊
〃	後藤 一善	〃	西見 和久
〃	上野 晋	代表監事(員外監事)	稲益 敏博
〃	江嶋 京子	常 勤 監 事	末金 和子
〃	江藤 健次	監 事	田中 公友
〃	大坪 邦孝	監 事	重富 貞美
〃	栗田 幸治	監 事	佐々木 義久

## 3. 会計監査人の名称

みのり監査法人(4年3月現在)

所在地 東京都港区芝 5-29-11 G-BASE 田町 14 階

## 4. 事業所の名称及び所在地

### ◆店舗一覧

(令和5年3月現在)

店舗名	住 所	電話番号	CD/A TM設置台数
本店	うきは市吉井町 356-1	0943-75-4121	
吉井支店	うきは市吉井町 352-1	0943-75-5111	2 台
浮羽支店	うきは市浮羽町朝田 584-1	0943-77-2121	2 台
田主丸支店	久留米市田主丸町豊城 8-1	0943-72-2101	2 台

(店舗外CD・A TM設置台数 1 台)

## V. 主要な業務の内容

### 1. 全般的な概況〔取組みとその結果・実績及び対処すべき課題〕

- ① 自己改革の実践による「農業者の所得増大」と「農業生産の拡大」への取組み
- ② 教育文化活動による「地域の活性化」への取組み
- ③ 「にじの耳納の里」集客力向上への取組み
- ④ 後継者育成支援と担い手との対話強化
- ⑤ 耕作放棄地対策への取組み
- ⑥ 流通センタートマト選果ライン更新等の検討
- ⑦ 田主丸カンントリーエレベーターの運営・改修の検討
- ⑧ アルカス利用率向上への取組み
- ⑨ 准組合員との対話の強化
- ⑩ DX（デジタルトランスフォーメーション）の活用と情報発信の強化

## 2. 令和4年度各事業の概況〔活動・実績〕

### ◆信用事業

信用事業は、貯金・貸出・為替など、いわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、JA・県信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。全国網の大きな安心感と、JAならではの地域に密着した視野を持ち、地域におけるナンバーワンかつオンリーワンの金融機関を目指しています。

#### ◇貯金業務

組合員はもちろん地域住民のみなさまや事業主のみなさまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金などの各種貯金を目的、期間、金額にあわせてご利用いただいております。

- ・ 貯金商品一覧表

主な商品	特徴
総合口座	日常の生活に必要なお金を財布代わりとして、また家計簿代わりとしてご利用頂けます。
定期貯金 (大口定期) (スーパー定期) (期日指定定期) (変動金利定期)	有利で確実に増やせます。ボーナスや積立貯金の満期時等まとまったお金は定期貯金に！ 預入期間…1ヶ月から10年まで各種
定期積金	積立方法、積立期間が自由に設定できます。 50万円・100万円・200万円等あなたの生活設計にあったコースをお選び下さい！ 積立期間・・・6ヶ月から60ヶ月まで

#### ◇貸出業務

組合員への貸出をはじめ、地域住民のみなさまの暮らしや、農業者・事業者のみなさまの事業に必要な資金を貸出しています。

また、地方公共団体、農業関連産業などへも貸出し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。さらに、(株)日本政策金融公庫の融資の申込みのお取次ぎもしています。

- ・ 貸出金残高 (令和5年3月末)

(単位：百万円)

組合員等	地方公共団体等	その他	計
9,212	0	1,296	10,508

・ 貸出商品一覧表

種別	用途	期間	融資金額
営農資金	農地や施設の取得投資等に関する資金	20年以内	事業費の範囲内
農業外事業資金	農業外事業経営に必要な設備資金	30年以内	事業費の範囲内
一般資金	特に定めない	10年以内	所要資金の範囲内
住宅ローン	住宅の新築・購入・増改築資金	40年以内	所要資金の範囲内で 10,000万円以内
フリーローン	特に定めない	10年以内	500万円以内
教育ローン	就学子弟の入学金・授業料・学費・生活費	15年以内	1,000万円以内
マイカーローン	自動車購入資金	10年以内	1,000万円以内
農機ハウスローン	農機具購入資金	10年以内	1,500万円以内
カードローン	特に定めない	1年以内	300万円以内

・ 制度融資

(単位：百万円)

資金名	制度の概要・主旨	貸出金額	
制度融資	農業近代化資金	農業者の資本装備拡充による高度化を図り、農業経営の近代化を行うため、農協等の金融機関の資金を長期・低金利として活用する。	81
	農業経営基盤強化資金	農業経営基盤強化促進法に基づき、認定農業者が利用する経営改善のために農林公庫が融資する長期・低金利資金。	584
	青年等就農資金	将来の効率的・安定的な農業経営の担い手に発展するような青年等の就農を促進するため、農業経営基盤強化促進法に規定する認定就農計画の目標達成を図ろうとする認定新規就農者に対して融資する長期・低金利資金。	26

	経営体育成強化資金	認定農業者以外の担い手が、経営改善等の達成のために必要な前向き投資資金を融通する。	1
--	-----------	-------------------------------------------	---

#### ◇為替業務

全国のJA・県信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗を為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

#### ◇サービス・その他

当JAでは、年金をはじめとして、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、口座振替サービスなどをお取り扱いしています。

また、ご自宅のパソコンや携帯電話からお取引口座の残高や取引明細のご確認はもちろん、振込や振替など各種サービスがいつでも、どこでも簡単にご利用いただける「JAネットバンク」サービスをお取り扱いしています。その他、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンスストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

#### ・ サービス・その他商品一覧表

種別	サービスの内容
自動支払サービス	電話料、電気料、ガス、NHK受信料などの公共料金から、税金クレジット代金、校納金など、お客様ご指定貯金口座から自動的にお支払いができます。
年金自動受取サービス	国民年金・厚生年金・共済組合年金など、各種年金がお客様の口座に振り込まれます。期日忘れの心配がなく、即日受け取りが出来ます。
給与振込サービス	毎月の給与やボーナスが支給日の当日、お客様の口座に振り込まれ、いつでも都合の良い日に引き出しができます。
キャッシュカード	支店の自動サービスコーナーのATMから貯金の入出金や残高照会ができます。また、店舗外自動サービスコーナーや全国のJA・都市銀行・地方銀行・信用金庫・信用組合などの提携金融機関の自動サービスコーナーからお引き出しができます。
デビットカードサービス	デビットカードサービスは、お客様がお買い物された代金をキャッシュカードによって貯金口座か

	ら決済する共同ショッピングサービスです。
Qネットサービス	Qネット代金回収サービスは、加盟店をネットワークして、お取引先からの代金回収を口座振替の方法で代行致します。 Qネットのサービスエリアは、福岡・佐賀・長崎の3県です。

#### ◆共済事業

組合員・利用者の満足度向上をめざし、3Q（状況確認）活動と「あんしんチェック」を渉外担当者中心に実施することで、「ひと・いえ・くるま・農業」の総合保障の提供に取り組みました。

長期共済については、医療共済「メディフル」の普及活動に取り組み、入院日数が短期化するなかで、病気・ケガのリスクへの備えに対してお役に立つことができました。

短期共済については、「JAの自動車共済お見積りキャンペーン」を活用して、新規契約の獲得につとめるとともに、契約者へ万全な保障の提供をめざし、契約内容のグレードアップに取り組みました。また、農業において発生するさまざまな賠償リスクに対して幅広く保障の提供ができる「農業者賠償責任共済」の普及につとめました。

支払共済金 30億50百万円（8,229件）

#### ◆農業・生活関連事業

##### ◇営農指導

指導支出	営農改善費	22,776千円
	農政活動費	2,535千円
	ふれあい農園	620千円

##### ◇販売事業

- ・普通作部門 米5億32百万円、麦2億52百万円、その他穀類56百万円
- ・特産部門 茶53百万円、その他45百万円
- ・果樹部門 柿18億56百万円、ぶどう4億92百万円、なし2億56百万円、いちじく50百万円、キウイ44百万円、その他3百万円
- ・野菜部門 トマト10億5百万円、いちご4億29百万円、レタス類2億9百万円、ほうれん草97百万円、なす14百万円、その他78百万円
- ・緑化・花卉部門 花き・花木4億69百万円、緑化3億58百万円
- ・直売所部門 耳納の里13億92百万円

総販売高 76億90百万円（前年度対比103.1%）

\*外商取扱高を除く 88百万円（前年度対比104.7%）

◇生産購買（生産資材）

取扱高 14億43百万円（前年度対比102.2%）

◇農機部門

取扱高 1億90百万円（前年度対比96.1%）

◇生活指導

女性部組織の活性化に向けた取り組み。家の光普及。

◇生活購買

①燃料・LPガス

取扱高 14億44百万円（前年度対比95.2%）

②車両

取扱高 65百万円（前年度対比109.5%）

◇冠婚葬祭事業

利用高 3億13百万円（前年度対比106.4%）

◇診療事業

取扱高 38百万円（前年度対比86.1%）

## VI. 事業活動に関する事項

### 1. 農業振興活動

#### ◆農業関係の持続的な取り組み

##### ■JAグループ福岡共通目標の設定および実践

①「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」の実践に向けた取り組み

##### ■実需者ニーズを踏まえ、付加価値を高めた生産・販売事業の実践

①生産者と消費者のニーズに応え、販売と連携した生産拡大への取り組み

②多様な販売形態を模索し、価格の安定・有利販売による農業者の所得増大への取り組み

③JAにじブランドの農産物を広くアピールする取り組み

##### ■担い手経営体等のニーズに応える個別対応および支援強化と新たな担い手の育成

①農業経営指導を強化し、新規就農者から法人までの農業所得向上を図る取り組み

②情報共有による組合員との信頼関係強化の取り組み

③部会や担い手・出荷者など様々な組織、農業者に対応した営農指導・支援・相談への取り

組み

④ 荒廃園（耕作放棄地）対策

⑤ 農業の労働力確保に対する取り組み

■ 生産コスト低減による農家経営支援の強化

① 農業者の生産コストの低減、生産資材利用拡大への取り組み

■ 計画的な人材育成の取り組み

① 計画的な研修と人員配置・異動により、指導販売の専門的な知識を習得した職員育成への取り組み

■ 新規就農者・農業後継者の育成確保

管内の慢性的な人口減少、農家戸数の減少は産地の維持発展にとって大きな課題となっています。

将来にわたって生命産業である農業と農村を守っていくためにも、新規就農者・農業後継者の育成確保は、今後の産地づくり、農業振興に欠かせない大きなテーマとなります。

そのため、関係機関と一体となって新規就農者・農業後継者の育成確保に取り組みます。

また、(株)うきはレインボーファームでは農業経営を志す就農希望者に対して、営農研修型施設により、栽培技術、農業経営等の実践的研修を通じて農業経営者の育成・支援を行います。

- 関係機関と一体となって、就農希望者の相談体制の充実を図ります。
- 各種就農相談会等をつうじて、地域内外からの就農希望者の確保を強化します。
- 近隣 J A の研修施設等との連携により、研修内容の充実と人材確保を図ります。
- 部会組織による研修受け入れや指導体制の整備を図ります。
- 就農時の農地確保をはじめ円滑な経営開始をサポートします。

◆ 地域密着型金融への取り組み

◇ 農業者等の経営支援に関する取組方針

◇ 農業者等の経営支援に関する態勢整備

◇ 担い手の経営のライフステージに応じた支援

◇ 農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

◇ 経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の取り組み

◇ 農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献 など

## 2. 地域貢献情報

### ◆社会貢献活動（社会的責任）

- ◇各種募金活動・公益団体等への寄附
- ◇献血運動 など

### ◆地域貢献情報

- ◇学校給食への地元農産物の提供に係る支援
- ◇各種ボランティア活動への参加
- ◇地域行事への参加
- ◇年金相談会の開催
- ◇地域の清掃活動へ（地域の環境保全、景観保全）
- ◇学童野球・サッカー大会の開催
- ◇各種農業関連イベントや、地域活動への協賛・後援など

## 3. 情報提供活動

教育広報活動では、毎月発行の「にじだより」で、JA活動や地域の情報を紹介し、ホームページを随時更新し魅力ある情報発信につとめています。また、SNSを活用した「にじの耳納の里」やTAC活動の情報を発信し、集客や管内農産物のPRにつなげることができました。

日本農業新聞には140本を超える投稿をし、組合員の方をはじめ広域にJAにじをアピールすることができました。

## 4. リスク管理の状況

### ◆リスク管理の体制

#### ◇リスク管理の基本方針等

組合員・利用者の皆様に安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、経営リスク管理委員会を設置し、以下の事項につき検討を行っています。

- ① 事業・部門別、場所別経営リスクの分類確認に関する事項
- ② 経営諸リスクの整理対策計画に関する事項
- ③ 経営諸リスクの整理対策進捗状況に関する事項
- ④ コンプライアンス態勢の確立に関する事項
- ⑤ コンプライアンス関連の諸問題への対策に関する事項
- ⑥ その他目的達成に必要な事項

収益とリスクの適切な管理、適切な資産査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当J

Aではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

#### (1) 信用リスク管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

#### (2) 市場リスク管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的で開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

#### (3) 流動性リスク管理

当組合では、資金繰りリスクについては、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

#### (4) オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

#### (5) 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、内部監査・自主検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、事務リスク管理規程に基づき発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

#### (6) システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めています。

### ◆法令等遵守体制

#### ◇コンプライアンス基本方針

当組合では、以下のようなコンプライアンスの基本方針を制定し、コンプライアンスを重視した経営に取り組んでいます。

##### (1) 社会的責任と公共的使命の認識

当JAのもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全な事業運営の徹底を図ります。

##### (2) 組合員等のニーズに適した質の高いサービスの提供

創意と工夫を活かしたニーズに適した質の高いサービスの提供を通じて、組合員・利用者及び地域社会の発展に寄与します。

##### (3) 法令やルールの厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に反することのない、公正な事業運営を行います。

##### (4) 反社会勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除します。

##### (5) 透明性の高い組織風土の構築と社会とのコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築します。

#### ◇コンプライアンス運営態勢

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、経営リスク管理委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、コンプライアンス統括責任者、担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、

研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実行ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談の窓口を設置しています。

#### ◇令和4年度の取り組み事項

(1) コンプライアンスに係る関係諸規程等の組合員及び役職員への周知徹底

◇関係諸規程等の配布及び備え置き

◇ディスクロージャー誌設置

(2) 個別コンプライアンス・マニュアルによる運用・実践

◇苦情処理等対応要領による実践

◇連続職場離脱実施要領による実践（職場交流含む。）

(3) 各種のリスクを管理するため自主検査の実施

◇自主点検（自店検査）の効率的実施

◇資産査定の実施

◇「JAの経営状況に関する事項の報告」（信用事業モニタリング）の実施

◇経営総点検の実施

◇役職員行動自主点検の実施

(4) 役職員研修会並びに諸会議によるコンプライアンスの徹底

◇各階層別研修会の実施

◇経営会議、企画会議、課内会議、各業務の担当者会、朝礼等による実施

#### ◇令和5年度の取り組み事項

(令和5年度のコンプライアンス・プログラム)

(1) コンプライアンスに係る関係諸規程等の組合員及び役職員への周知徹底

◇関係諸規程等の配布及び備え置き

◇ディスクロージャー誌設置

(2) 個別コンプライアンス・マニュアルによる運用・実践

◇苦情処理等対応要領による実践

◇連続職場離脱実施要領による実践（職場交流含む。）

(3) 各種のリスクを管理するため自主検査の実施

◇自主点検（自店検査）の効率的実施

◇資産査定の実施

◇「JAの経営状況に関する事項の報告」（信用事業モニタリング）の実施

◇経営総点検の実施

◇役職員行動自主点検の実施

(4) 役職員研修会並びに諸会議によるコンプライアンスの徹底

- ◇各階層別研修会の実施
- ◇経営会議、企画会議、課内会議、各業務の担当者会、朝礼等による実施
- (5) 組合員受託会計の管理徹底
  - ◇事業戦略上必要と判断した組合員組織のみ会計受託を行い、受託会計通帳の削減を図る。
  - ◇要領に沿った運用ができていないか、リスク管理部署・監査室によるモニタリングおよび内部監査を実施する。
  - ◇通帳・印鑑の受委託契約のない個人的な無断預かりの有無を確認するため、外部確認を実施する。

◆金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）やJA共済相談受付センター（電話：0120-536-093）とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口（電話：0943-75-4121（月～金 9時～17時））

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

- 福岡県弁護士会紛争解決センター 天神弁護士センター（電話：092-741-3208）
- 福岡県弁護士会紛争解決センター 北九州法律相談センター（電話：093-561-0360）
- 福岡県弁護士会紛争解決センター 久留米法律相談センター（電話：0942-30-0144）

・共済事業

- (一社) 日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）  
<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>
- (一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構  
<https://www.jibai-adr.or.jp/>
- (公財) 日弁連交通事故相談センター  
<https://www.n-tacc.or.jp/>
- (公財) 交通事故紛争処理センター  
<https://www.jestad.or.jp/>
- 日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR  
<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。

## ◆金融商品の勧誘方針

当JAは、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金・共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまの立場にたった勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めます。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆様の誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、組合員・利用者の皆さまにとって不都合と思われる早朝・深夜の時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行われるよう役職員の研修の充実に努めます。

平成15年4月1日制定  
にじ農業協同組合

## ◆個人情報の取扱い方針

### ◇個人情報保護方針

(平成17年4月1日制定)

にじ農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の

達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ役員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第2条第6項が規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第4項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 当組合は、匿名加工情報（保護法第2条第9項）の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

6. 当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第2条第7項に規定するデータをいいます。

9. 当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

以 上

## ◇情報セキュリティ基本方針

にじ農業協同組合情報セキュリティ基本方針

にじ農業協同組合

(平成 17 年 4 月 1 日制定)

にじ農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT 基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

以上

## ◆内部監査体制

当 J A では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理体制の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、J A の本店・支店のすべてを対象とし、年間の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は、代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

## 5. 自己資本の状況

### ◆自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和5年3月末における自己資本比率は、19.37%となりました。

### ◆経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

#### ○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	にじ農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,538百万円（前年度1,561百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより自己資本比率を正確に算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

## Ⅶ. 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

### 1. 決算の状況

#### ◆貸借対照表

(単位：千円)

資 産	3年度	4年度	負債および純資産	3年度	4年度
科 目			科 目		
( 資 産 の 部 )			( 負 債 の 部 )		
1. 信用事業資産	86,108,652	85,658,326	1. 信用事業負債	85,692,147	85,359,298
(1) 現金	395,664	346,326	(1) 貯 金	84,995,712	84,652,744
(2) 預金	69,647,529	69,324,407	(2) 借 入 金	598,548	611,317
( 系統預金 )	69,568,674	69,245,084	(3) その他の信用事業負債	97,887	95,237
( 系統外預金 )	78,855	79,323	( 未払費用 )	8,781	8,857
(3) 有価証券	5,346,640	5,477,630	( その他の負債 )	89,106	86,380
( 国債 )	901,940	1,262,310	2. 共済事業負債	260,318	247,671
( 地方債 )	803,770	774,400	(1) 共済資金	104,841	95,835
( 社債 )	2,229,910	2,100,980	(2) 未経過共済付加収入	154,395	149,330
( 受益証券 )	1,411,020	1,339,940	(3) 共済未払費用	1,082	2,506
(4) 貸出金	10,716,767	10,508,169	3. 経済事業負債	1,319,382	1,183,987
(5) その他の信用事業資産	71,949	63,408	(1) 経済事業未払金	487,453	420,410
( 未収収益 )	51,357	51,989	(2) 経済受託債務	728,522	662,959
( その他の資産 )	20,592	11,419	(3) その他の経済事業負債	103,407	100,618
(6) 貸倒引当金	△ 69,897	△ 61,614	4. 雑負債	223,037	261,544
2. 共済事業資産	48	121	(1) 未払法人税等	37,000	75,000
(1) 未収共済付加収入	48	121	(2) 資産除去債務	20,612	20,611
3. 経済事業資産	1,238,390	1,265,234	(3) その他の負債	165,425	165,933
(1) 受取手形	1,389	4,373	5. 諸引当金	348,265	337,409
(2) 経済事業未収金	599,038	644,783	(1) 賞与引当金	41,154	43,303
(3) 経済受託債権	449,510	432,162	(2) 退職給付引当金	99,674	100,731
(4) 棚卸資産	193,963	190,522	(3) 役員退職慰労引当金	31,621	42,999
( 購 買 品 )	176,135	173,134	(4) ポイント引当金	0	0
( その他の棚卸資産 )	17,828	17,388	(5) 特例業務負担金引当金	175,816	150,376
(5) その他の経済事業資産	9,209	3,423	6. 繰延税金負債	21,901	0
(6) 貸倒引当金	△ 14,719	△ 10,029	7. 再評価に係る繰延税金負債	245,461	240,960
4. 雑資産	520,098	461,858	<b>負 債 の 部 合 計</b>	<b>88,110,511</b>	<b>87,630,869</b>
5. 固定資産	4,410,385	4,383,392	( 純 資 産 の 部 )		
(1) 有形固定資産	4,409,435	4,382,442	1. 組合員資本	6,604,834	6,843,759
建物	6,166,352	6,251,585	(1) 出資金	1,561,363	1,538,867
機械装置	2,305,280	2,313,657	(2) 利益剰余金	5,048,887	5,312,390
土地	2,758,340	2,740,739	利益準備金	1,640,705	1,690,705
建設仮勘定	0	1,460	其他利益剰余金	3,408,182	3,621,685
其他の固定資産	1,318,761	1,348,532	生活・文化活動積立金	10,000	10,000
減価償却累計額	△ 8,139,298	△ 8,273,531	施設整備改善積立金	805,979	955,980
(2) 無形固定資産	950	950	新会計等法制度改正対策積立金	914,410	964,410
6. 外部出資	3,154,666	3,159,666	農業振興積立金	30,000	30,000
(1) 系統出資	3,039,921	3,039,921	経営基盤強化積立金	1,200,000	1,200,000
(2) 系統外出資	89,745	94,745	資金運用リスク積立金	0	0
(3) 子会社等出資	25,000	25,000	合併30周年記念行事積立金	0	0
7. 繰延税金資産	0	43,960	当期末処分剰余金	447,793	461,295
<b>資 産 の 部 合 計</b>	<b>95,432,239</b>	<b>94,972,557</b>	( うち当期剰余金 )	217,366	267,230
			(3) 処分未済持分	△ 5,416	△ 7,498
			2. 評価・換算差額等	716,894	497,929
			土地再評価差額金	386,243	374,495
			其他有価証券評価差額金	330,651	123,434
			<b>純 資 産 の 部 合 計</b>	<b>7,321,728</b>	<b>7,341,688</b>
			<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>94,216,046</b>	<b>94,972,557</b>

◆損益計算書

(単位：千円)

科 目	3年度	4年度
<b>1. 事業総利益</b>	<b>2,248,582</b>	<b>2,317,018</b>
事業収益	5,670,517	5,720,369
事業費用	3,421,935	3,403,350
(1) 信用事業収益	624,021	622,680
資金運用収益	592,695	580,129
(うち預金利息)	338,580	318,014
(うち有価証券利息配当金)	63,105	67,307
(うち国債等債券売却益)	0	0
(うち貸出金利息)	147,105	144,614
(うちその他受入利息)	43,905	50,194
役員取引等収益	25,295	25,296
その他経常収益	6,031	17,255
(2) 信用事業費用	82,177	43,702
資金調達費用	7,065	3,345
(うち貯金利息)	5,381	1,934
(うち給付補填備金繰入)	308	212
(うち借入金利息)	1,376	1,199
役員取引等費用	8,912	8,966
その他経常費用	66,200	31,391
(うち貸倒引当金戻入益)	0	△ 8,282
(うち貸倒引当金繰入額)	12,869	0
(うち貸出金償却)	0	0
信用事業総利益	541,844	578,978
(3) 共済事業収益	456,563	414,659
共済付加収入	427,216	395,773
共済貸付金利息	0	0
その他の収益	29,347	18,886
(4) 共済事業費用	25,709	24,923
共済借入金利息	0	0
その他の費用	25,709	24,923
共済事業総利益	430,854	389,736
(5) 購買事業収益	3,127,353	3,171,770
購買品供給高	3,052,887	3,087,959
購買手数料	12,070	12,655
修理サービス料	50,452	53,647
その他の収益	11,944	17,509
(6) 購買事業費用	2,682,206	2,683,619
購買品供給原価	2,619,461	2,626,178
購買品供給費	38,770	37,982
修理サービス費	7,754	6,933
その他の費用	16,221	12,526
(うち貸倒引当金戻入益)	0	△ 3,175
(うち貸倒引当金繰入額)	1,995	0
購買事業総利益	445,147	488,151
(7) 販売事業収益	869,549	900,126
販売品販売高	356,226	345,256
販売手数料	268,526	282,853
その他の収益	244,797	272,017
(8) 販売事業費用	378,612	376,453
販売品販売原価	262,321	245,295
その他の費用	116,291	131,158
(うち貸倒引当金戻入益)	△ 13	0
(うち貸倒引当金繰入額)	0	0
販売事業総利益	490,937	523,673
(9) 保管事業収益	137	0
(10) 保管事業費用	3	0
保管事業総利益	134	0

科 目	3年度	4年度
(9) 冠婚葬祭事業収益	294,645	313,561
(10) 冠婚葬祭事業費用	155,976	171,318
冠婚葬祭事業総利益	138,669	142,243
(11) CE&RC事業収益	229,208	234,217
(12) CE&RC事業費用	49,650	53,009
CE&RC事業総利益	179,558	181,208
(13) 診療事業収益	45,239	39,157
(14) 診療事業費用	20,719	20,467
診療事業総利益	24,520	18,690
(15) 指導事業収益	67,305	69,647
(16) 指導事業費用	70,386	75,308
指導事業収支差額	△ 3,081	△ 5,661
<b>2. 事業管理費</b>	<b>2,051,182</b>	<b>2,081,300</b>
(1) 人件費	1,402,283	1,399,887
(2) 業務費	170,159	169,181
(3) 諸税負担金	69,895	69,493
(4) 施設費	389,657	428,078
(5) その他事業管理費	19,188	14,661
<b>事業利益</b>	<b>197,400</b>	<b>235,718</b>
<b>3. 事業外収益</b>	<b>106,134</b>	<b>107,979</b>
(1) 受取雑利息	12	12
(2) 受取出資配当金	55,388	55,388
(3) 賃貸料	21,311	18,672
(4) 雑収入	24,210	24,280
(5) 償却債権取立益	5,213	9,627
<b>4. 事業外費用</b>	<b>8,574</b>	<b>11,270</b>
(1) 寄付金	241	317
(2) 雑損失	9,923	2,081
(3) 賃貸費用	10,397	10,386
(4) 貸倒引当金戻入益	△ 11,987	△ 1,514
(5) 貸倒引当金繰入	0	0
<b>経常利益</b>	<b>294,960</b>	<b>332,427</b>
<b>5. 特別利益</b>	<b>21,801</b>	<b>24,346</b>
(1) 固定資産処分益	20,732	22,565
(2) 一般補助金	0	0
(3) 災害共済金	1,069	1,781
(4) 固定資産特別勘定戻入	0	0
<b>6. 特別損失</b>	<b>44,889</b>	<b>12,532</b>
(1) 固定資産処分損	33,334	5,834
(2) 固定資産圧縮損	923	1,773
(3) 減損損失	10,632	4,925
(4) 特例業務負担金引当金繰入	0	0
(5) その他の特別損失	0	0
<b>税引前当期利益</b>	<b>271,872</b>	<b>344,241</b>
法人税、住民税及び事業税	48,641	86,810
法人税等調整額	5,865	△ 9,799
<b>法人税等合計</b>	<b>54,506</b>	<b>77,011</b>
<b>当期剰余金</b>	<b>217,366</b>	<b>267,230</b>
<b>当期首繰越剰余金</b>	<b>187,987</b>	<b>182,317</b>
<b>土地再評価差額金取崩額</b>	<b>10,508</b>	<b>11,748</b>
<b>施設整備改善積立金取崩額</b>	<b>21,300</b>	<b>0</b>
<b>新会計等法制度改正対策積立金取崩額</b>	<b>10,632</b>	<b>0</b>
<b>当期未処分剰余金</b>	<b>447,793</b>	<b>461,295</b>

(注) 農業協同組合施行規則の改正に伴い、各事業の収益および費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」「事業費用」を表示しています。

# 令和3年度 注 記 表

令和3年4月1日 から 令和4年3月31日まで

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種類	評価基準及び評価方法
関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券 (時価のあるもの)	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
その他有価証券 (市場価格のない株式等)	移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種類	評価基準及び評価方法
購買品（数量管理品）	
肥料・農薬等の生産資材	総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
農機具等	個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
購買品（売価管理品）	売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
その他の棚卸資産	主として、売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

### 3. 引当金の計上基準

### **(1) 貸倒引当金**

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定基準及び資産の償却・引当基準、経理規程に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額の見積りにあたっては、貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を算出し、必要により、将来の損失発生見込に係る修正を行い算出した金額を計上しています。

なお、すべての債権は、資産査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。

### **(2) 賞与引当金**

職員に対する賞与支給に充てるため、当事業年度に発生していると認められる額を支給見込額基準により算定し、計上しています。

### **(3) 退職給付引当金**

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

### **(4) 役員退職慰労引当金**

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

### **(5) 特例業務負担金引当金**

特例業務負担金引当金は、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律」附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に備えるため、農林漁業団体職員共済組合より通知される特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しております。

## **4. 収益及び費用の計上基準**

（収益認識に関する事項）

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日改正）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転

するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

#### ① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

#### ② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

#### ③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

#### ④ 冠婚葬祭事業

冠婚葬祭サービスを提供する事業であり、利用者等からの申込に基づき当該役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

#### ⑤ C E & R C 事業

カントリーエレベーター・ライスセンターを設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

#### ⑥ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

#### ⑦ 診療事業

主に訪問による歯科診療サービスを提供する事業であり、利用者等からの申込に基づき当該役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

また、国民健康保険等から支払われる保険収入については、当該診療行為を行った月末時点で収益を認識しております。

## 5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。

## 6. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

### (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用は、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益・事業費用は、農業協同組合法施行規則に従い、事業間の内部損益を控除した金額を記載しています。

### (2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

## II. 会計方針の変更に関する注記

### 1. 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

#### (1) 代理人取引に係る収益認識

購買事業等において、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

#### (2) LPガスに関する収益認識

購買事業におけるLPガスの供給に関して、従来は、毎月の検針日における利用者等の使用量に基づいて収益を認識しておりましたが、決算月においては、検針日から決算日まで生じた収益を合理的に見積って認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただ

し、収益認識会計基準第 86 項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約については、影響は軽微なため、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、当事業年度の事業収益が 82,391 千円、事業費用が 82,581 千円それぞれ減少し、結果として事業利益、経常利益及び税引前当期利益が 190 千円それぞれ増加しております。

## 2.時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

## III. 会計上の見積りに関する注記

### 1. 繰延税金資産の回収可能性

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 126,811,191 円 (繰延税金負債との相殺前)

#### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、翌事業年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

翌事業年度以降の課税所得の見積りについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 2. 固定資産の減損

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 10,632,091 円

### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります

#### IV. 貸借対照表に関する注記

##### 1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,001,178,602円であり、その内訳は次のとおりです。

(種類) 機 械 装 置	(圧縮記帳累計額) 1,255,894,344円
(種類) 建 物	(圧縮記帳累計額) 637,227,407円
(種類) 器 具 ・ 備 品	(圧縮記帳累計額) 85,479,559円
(種類) 土 地	(圧縮記帳累計額) 8,321,973円
(種類) 構 築 物	(圧縮記帳累計額) 7,240,000円
(種類) 建物附属設備	(圧縮記帳累計額) 7,015,319円

##### 2. 担保に供している資産

以下の資産は為替決済等の取引の担保として信連に差し入れております。

(種類) 預 金	(金額) 1,500,000,000円
----------	---------------------

##### 3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

・子会社等に対する金銭債権の総額	(金額) 25,028,774円
・子会社等に対する金銭債務の総額	(金額) 28,166,619円

##### 4. 役員に対する金銭債権及び金銭債務

・理事及び監事に対する金銭債権の総額	(金額) 145,292,980円
・理事及び監事に対する金銭債務の総額	(金額) 0円

##### 5. 債権のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

債権のうち、農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものに該当する金額は188,444,164円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：円)

種類	残高
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	101,564,826
危険債権	86,879,338
三月以上延滞債権	0
貸出条件緩和債権	0
合計	188,444,164

注1：破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

注2：危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(注1に掲げるものを除く。)をいう。

注3：三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金(注1及び注2に掲げるものを除く。)をいう。

注4：貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(注1から注3までに掲げるものを除く。)をいう。

6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用土地の再評価を行っています。再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価の方法及び再評価の年月日は以下のとおりとなります。

・再評価の方法	固定資産税評価額に基づく再評価
・再評価の年月日	平成12年3月31日
・再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額との合計額を下回る金額	<u>669,251,743円</u>

## V. 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額

・子会社等との取引による収益総額	<u>(金額) 9,326,516円</u>
うち事業取引高	<u>(金額) 9,326,516円</u>

2. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場所	用途	種類	その他
歯科診療所	営業用店舗	建物等	
総合会館アルカス	営業用店舗	土地及び建物等	
恵利倉庫	遊休資産	土地	事業外固定資産
田主丸SS前土地	遊休資産	土地	事業外固定資産

## (2) 減損損失の認識に至った経緯

歯科診療所及び総合会館アルカスについては当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

恵利倉庫及び田主丸SS前土地の資産は遊休資産とされ早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

## (3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

歯科診療所	102,942 円	( 建物等	102,942 円 )
総合会館アルカス	5,605,806 円	( 建物等	5,359,009 円 、 土地 246,797 円 )
恵利倉庫	247,127 円	( 土地	247,127 円 )
田主丸SS前土地	4,676,216 円	( 土地	4,676,216 円 )
合計	10,632,091 円	( 建物等	5,461,951 円 、 土地 5,170,140 円 )

## 4) 回収可能価額の算定方法

- ・ 減損対象とした全ての固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額を70%除した金額に基づき算定されています。

## VI. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域の利用者・団体などへ貸付け、残った余裕金を福岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、制度資金にかかる転貸資金として、日本政策金融公庫等から借入れたものです。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

#### ② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクにかかる定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預金」、「貸出金」、「有価証券」のうちその他有価証券に分類している債券、「貯金」及び「借入金」です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.30%下落したものと想定した場合には、経済価値が186,129,520円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについて安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	69,647,528,671	69,648,255,214	726,543
有価証券			
その他有価証券	5,346,640,000	5,346,640,000	0
貸出金	10,716,766,626		
貸倒引当金	△ 69,896,696		
貸倒引当金控除後	10,646,869,930	10,978,818,843	331,948,913
資産計	85,641,038,601	85,973,714,057	332,675,456
貯金	84,995,711,660	84,992,105,770	△ 3,605,890
負債計	84,995,711,660	84,992,105,770	△ 3,605,890

\* 1：貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：円)

貸借対照表計上額

外部出資 (\* 1) 3, 154, 666, 301

\* 1 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号 2019 年 7 月 4 日) 第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	69,647,528,671	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	-	-	534,000,000	200,000,000	-	4,177,020,000
貸出金	1,996,269,088	1,859,592,206	693,000,258	598,824,663	522,500,888	4,967,810,707
合計	71,643,797,759	1,859,592,206	1,227,000,258	798,824,663	522,500,888	9,144,830,707

注1：貸出金のうち、当座貸越348,955,710円については「1年以内」に含めています。また期限のない場合は「5年超」に含めています。

注2：貸出金のうち、3ヶ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等78,768,816円は償還の予定が見込まれないため含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	77,625,241,831	3,505,331,820	3,639,684,692	113,021,422	112,431,895	
合計	77,625,241,831	3,505,331,820	3,639,684,692	113,021,422	112,431,895	0

注1：貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

## VII. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価・評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) その他有価証券

(単位：円)

		取得価額 (償却原価)	貸借対照表計上額 (時価)	差額
貸借対照表計上額が 取得価額又は償却原 価を超えるもの	国債	799,220,918	901,940,000	102,719,082
	地方債	699,973,199	803,770,000	103,796,801
	社債	1,981,310,621	2,229,910,000	248,599,379
	受益証券	500,000,000	534,000,000	34,000,000
	小計	3,980,504,738	4,469,620,000	489,115,262
貸借対照表計上額が 取得価額又は償却原 価を超えるないもの	国債			0
	地方債			0
	社債			0
	受益証券	900,000,000	877,020,000	△ 22,980,000
	小計	900,000,000	877,020,000	△ 22,980,000
合計	4,880,504,738	5,346,640,000	466,135,262	

なお、上記差額から繰延税金負債135,484,928円を差し引いた額330,650,334円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

## VIII. 退職給付に関する注記

### 1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、福岡県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

### 2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	122,119,293 円
退職給付費用	62,596,849 円
退職給付の支払額	△ 51,263,963 円
特定退職共済制度への拠出金	△ 33,778,000 円
期末における退職給付引当金	<u>99,674,179 円</u>

### 3. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	665,627,500 円
特定退職共済制度	△ 565,953,321 円
未積立退職給付債務	<u>99,674,179 円</u>
退職給付引当金	99,674,179 円

### 4. 退職給付に関連する損益

勤務費用	62,596,849 円
出向者戻入	△ 360,000 円
退職給付費用	<u>62,236,849 円</u>

### 5. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、農林漁業団体職員共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため特例業務負担金17,156,734円を拠出しています。

なお、同組合より示された令和4年3月末現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、175,816,000円となっています。

## IX. 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

#### ○繰延税金資産

減価償却超過額	93,760,219 円
土地減損損失	76,849,203 円
特例業務負担金引当金	48,701,032 円
退職給付引当金	27,609,748 円
部会等通帳	20,284,687 円
貸倒引当金超過額	13,867,093 円
賞与引当金超過額	13,420,802 円
その他	49,450,273 円
繰延税金資産小計	343,943,057 円
評価性引当額	△ 217,131,866 円
繰延税金資産合計 (A)	126,811,191 円

#### ○繰延税金負債

全農とふくれんの合併に係るみなし配当	△ 13,220,102 円
有価証券評価差額金	△ 135,484,928 円
資産除去債務に対応する有形固定資産	△ 6,973 円
繰延税金負債合計 (B)	△ 148,712,003 円

繰延税金負債の純額 (A)+ (B) 21,900,812 円

繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した残高を繰延税金負債として、貸借対照表に表示しています。

### 2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.70 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.55
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△ 2.82
住民税均等割等	1.01
評価性引当金の増減	△ 6.10
その他	△ 0.29
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.05 %

## X. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4.収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

# 令和4年度 注 記 表

令和4年4月1日 から 令和5年3月31日まで

## I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種類	評価基準及び評価方法
関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券 (時価のあるもの)	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
その他有価証券 (市場価格のない株式等)	移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種類	評価基準及び評価方法
購買品（数量管理品）	
肥料・農薬等の生産資材	総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
農機具等	個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
購買品（売価管理品）	売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
その他の棚卸資産	主として、売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定基準及び資産の償却・引当基準、経理規程に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額の見積りにあたっては、貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を算出し、必要により、将来の損失発生見込に係る修正を行い算出した金額を計上しています。

なお、すべての債権は、資産査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。

#### (2) 賞与引当金

職員に対する賞与支給に充てるため、当事業年度に発生していると認められる額を支給見込額基準により算定し、計上しています。

#### (3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

#### (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

#### (5) 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律」附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に備えるため、農林漁業団体職員共済組合より通知される特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

#### (収益認識に関する事項)

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

#### ① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

#### ② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

#### ③ 冠婚葬祭事業

冠婚葬祭サービスを提供する事業であり、利用者等からの申込に基づき当該役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

#### ④ C E & R C 事業

カントリーエレベーター・ライスセンターを設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

#### ⑤ 診療事業

主に訪問による歯科診療サービスを提供する事業であり、利用者等からの申込に基づき当該役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

また、国民健康保険等から支払われる保険収入については、当該診療行為を行った月末時点で収益を認識しております。

#### ⑥ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

### 5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。

### 6. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用は、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益・事業費用は、農業協同組合法施行規則に従い、事業間の内部損益を除去した金額を記載しています。

## **(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について**

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

## **II. 会計方針の変更に関する注記**

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

## **III. 会計上の見積りに関する注記**

### **1. 繰延税金資産の回収可能性**

#### **(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額**

繰延税金資産 132,109,484 円 (繰延税金負債との相殺前)

#### **(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報**

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### **2. 固定資産の減損**

#### **(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額**

減損損失 4,924,943 円

## (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります

## IV. 貸借対照表に関する注記

### 1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,002,951,645円であり、その内訳は次のとおりです。

<u>(種類) 機 械 装 置</u>	<u>(圧縮記帳累計額) 1, 2 5 5, 8 9 4, 3 4 4 円</u>
<u>(種類) 建 物</u>	<u>(圧縮記帳累計額) 6 3 7, 2 2 7, 4 0 7 円</u>
<u>(種類) 器 具 ・ 備 品</u>	<u>(圧縮記帳累計額) 8 5, 9 3 7, 6 0 3 円</u>
<u>(種類) 建物附属設備</u>	<u>(圧縮記帳累計額) 8, 3 3 0, 3 1 8 円</u>
<u>(種類) 土 地</u>	<u>(圧縮記帳累計額) 8, 3 2 1, 9 7 3 円</u>
<u>(種類) 構 築 物</u>	<u>(圧縮記帳累計額) 7, 2 4 0, 0 0 0 円</u>

### 2. 担保に供している資産

以下の資産は為替決済等の取引の担保として信連に差し入れております。

<u>(種類) 預 金</u>	<u>(金額) 1, 5 0 0, 0 0 0, 0 0 0 円</u>
-----------------	--------------------------------------

### 3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

・子会社等に対する金銭債権の総額	<u>(金額) 2 3, 0 0 1, 0 6 2 円</u>
・子会社等に対する金銭債務の総額	<u>(金額) 2 3, 0 8 2, 0 0 3 円</u>

### 4. 役員に対する金銭債権及び金銭債務

・理事及び監事に対する金銭債権の総額	<u>(金額) 1 3 1, 1 9 4, 2 9 1 円</u>
・理事及び監事に対する金銭債務の総額	<u>(金額) 0 円</u>

### 5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ (2) (i) から (iv) までに掲げるものの合計額及びその内訳

債権のうち、農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ (2) (i) から (iv) までに掲げるものに該当する金額は165,469,485円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：円)

種類	残高
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	116,753,821
危険債権	48,715,664
三月以上延滞債権	0
貸出条件緩和債権	0
合計	165,469,485

注1：破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

注2：危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(注1に掲げるものを除く。)をいう。

注3：三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(注1及び注2に掲げるものを除く。)をいう。

注4：貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(注1から注3までに掲げるものを除く。)をいう。

## 6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用土地の再評価を行っています。再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価の方法及び再評価の年月日は以下のとおりとなります。

- ・再評価の方法 固定資産税評価額に基づく再評価
- ・再評価の年月日 平成12年3月31日
- ・再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額との合計額を下回る金額 667,480,577円

## V. 損益計算書に関する注記

### 1. 子会社等との取引高の総額

・子会社等との取引による収益総額	<u>(金額) 10,747,378円</u>
うち事業取引高	<u>(金額) 10,747,378円</u>

### 2. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要  
当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場所	用途	種類	その他
総合会館アルカス	営業用店舗	土地及び建物等	
田主丸車両センター	営業用店舗	建物等	

### (2) 減損損失の認識に至った経緯

総合会館アルカス及び田主丸車両センターについては当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

### (3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

総合会館アルカス	2,898,268円	(建物等	2,898,266円	、土地	2円)
田主丸車両センター	2,026,675円	(建物等	2,026,675円)		
合計	4,924,943円	(建物等	4,924,941円	、土地	2円)

### (4) 回収可能価額の算定方法

・総合会館アルカス及び田主丸車両センターの固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産評価額に基づき算定しています。

## VI. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域の利用者・団体などへ貸付け、残った余裕金を福岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債

などの有価証券による運用を行っています。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金、制度資金にかかる転貸資金として、日本政策金融公庫等から借入れたものです。経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

### ① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

### ② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクにかかる定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預金」、「貸出金」、「有価証券」のうちその他有価証券に分類している債券、「貯金」及び「借入金」です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.25%下落したものと想定した場合には、経済価値が98,244,411円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

### ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについて安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

### (1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	69,324,407,383	69,315,814,991	△ 8,592,392
有価証券	-	-	-
その他有価証券	5,477,630,000	5,477,630,000	0
貸出金	10,508,168,872	-	-
貸倒引当金	△ 61,614,311	-	-
貸倒引当金控除後	10,446,554,561	10,695,074,164	248,519,603
資産計	85,248,591,944	85,488,519,155	239,927,211
貯金	84,652,744,166	84,627,033,581	△ 25,710,585
負債計	84,652,744,166	84,627,033,581	△ 25,710,585

\* 1：貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

## (2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

### 【資産】

#### ① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

#### ② 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

#### ③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

### 【負債】

#### ① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

## (3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：円)

### 貸借対照表計上額

外部出資	3, 159, 666, 301円
------	-------------------

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	69,324,407,383	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価 証券のうち 満期がある もの	-	507,050,000	200,000,000	-	-	4,532,890,000
貸出金	2,944,919,377	768,352,729	673,823,672	590,813,317	517,888,881	4,929,131,854
合計	72,269,326,760	1,275,402,729	873,823,672	590,813,317	517,888,881	9,462,021,854

注1：貸出金のうち、当座貸越346,151,783円については「1年以内」に含めています。また期限のない場合は「5年超」に含めています。

注2：貸出金のうち、3ヶ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等83,239,042円は償還の予定が見込まれないため含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	76,563,884,042	3,522,272,151	4,229,552,499	117,836,814	219,198,660	-
合計	76,563,884,042	3,522,272,151	4,229,552,499	117,836,814	219,198,660	-

注1：貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

**VII. 有価証券に関する注記**

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価・評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) その他有価証券

(単位：円)

		取得価額 (償却原価)	貸借対照表計上額 (時価)	差額
貸借対照表計上額が 取得価額又は償却原 価を超えるもの	国債	898,978,839	969,440,000	70,461,161
	地方債	699,977,184	774,400,000	74,422,816
	社債	1,982,435,938	2,100,980,000	118,544,062
	受益証券	500,000,000	507,050,000	7,050,000
	小計	4,081,391,961	4,351,870,000	270,478,039
貸借対照表計上額が 取得価額又は償却原 価を超えるないもの	国債	297,881,257	292,870,000	△ 5,011,257
	地方債			0
	社債			0
	受益証券	900,000,000	832,890,000	△ 67,110,000
	小計	1,197,881,257	1,125,760,000	△ 72,121,257
合計	5,279,273,218	5,477,630,000	198,356,782	

なお、上記差額から繰延税金負債74,922,417円を差し引いた額

123,434,365円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

## VIII. 退職給付に関する注記

### 1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、福岡県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

### 2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	99,674,179 円
退職給付費用	56,065,948 円
退職給付の支払額	△ 26,203,684 円
特定退職共済制度への拠出金	△ 28,806,000 円
期末における退職給付引当金	100,730,443 円

### 3. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	617,167,100 円
特定退職共済制度	△ 516,436,657 円
未積立退職給付債務	100,730,443 円
退職給付引当金	100,730,443 円

### 4. 退職給付に関連する損益

勤務費用	56,065,948 円
退職給付費用	56,065,948 円

### 5. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、農林漁業団体職員共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため特例業務負担金16,525,598円を拠出しています。

なお、同組合より示された当期末現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、150,376,000円となっています。

## IX. 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

○繰延税金資産

減価償却超過額	89,177,251 円
土地減損損失	76,706,332 円
特例業務負担金引当金	41,654,152 円
退職給付引当金	27,902,333 円
部会等通帳	24,345,423 円
賞与引当金	14,153,301 円
役員退職慰労引当金	11,910,610 円
貸倒引当金	10,594,617 円
その他	39,630,088 円
繰延税金資産小計	336,074,107 円
評価性引当額	△ 203,964,623 円
繰延税金資産合計 (A)	132,109,484 円

○繰延税金負債

全農とふくれんの合併に係るみなし配当	△ 13,220,102 円
有価証券評価差額金	△ 74,922,417 円
資産除去債務に対応する有形固定資産	△ 6,973 円
繰延税金負債合計 (B)	△ 88,149,492 円

繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した残高を繰延税金資産として、貸借対照表に表示しています。

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.70 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.30
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△ 2.22
住民税均等割等	0.80
評価性引当金の増減	△ 3.83
その他	△ 0.38
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>22.37 %</u>

**X. 収益認識に関する注記**

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4.収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## ◆剰余金処分計算書

(単位：円)

	3年度	4年度
I. 当期末処分剰余金	447,793,224	461,295,547
II. 剰余金処分数額	265,475,887	274,887,077
1. 利益準備金への繰入	50,000,000	60,000,000
2. 任意積立金の積立	200,000,000	199,611,032
①施設整備改善積立金	150,000,000	44,020,844
②新会計等法制度改正対策積立金	50,000,000	35,590,188
③資金運用リスク積立金	-	100,000,000
④合併30周年記念行事積立金	-	20,000,000
3. 出資配当金	15,475,887	15,276,045
III. 次期繰越金	182,317,337	186,408,470

## 2. 計算書類の正確性等にかかる確認

### 経営者確認書

私は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、計算書類作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。

当該確認を行うにあたり、計算書類が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。

- ・ 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
- ・ 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理態勢の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
- ・ 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和 5年 7月 24日

にじ農業協同組合

代表理事組合長 右田 英訓

## 3. 会計監査人の監査

3年度及び4年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

#### 4. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、人、%)

項目	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
経常収益（事業収益）	6,315	6,098	5,722	5,802	5,858
信用事業収益	652	639	621	624	623
共済事業収益	580	529	483	457	415
農業関連事業収益	2,808	2,788	2,769	2,726	2,876
その他事業収益	2,275	2,142	1,849	1,995	1,944
経常利益	300	239	190	295	332
当期剰余金	△7	△87	69	217	267
出資金 （出資口数）	1,620 (1,619,800)	1,601 (1,600,891)	1,579 (1,579,092)	1,561 (1,561,363)	1,538 (1,538,867)
純資産額	7,458	7,309	7,255	7,322	7,341
総資産額	88,888	92,460	94,216	95,432	94,972
貯金等残高	78,170	79,825	83,713	84,996	84,652
貸出金残高	11,292	11,060	10,809	10,717	10,508
有価証券残高	4,749	4,714	4,904	5,347	5,477
剰余金配当金額	16	16	16	15	15
出資配当額	16	16	16	15	15
事業利用分量配当額	0	0	0	0	0
職員数	308	286	264	238	236
単体自己資本比率	19.44%	18.19%	18.06%	18.59%	19.37%

(注)

- ・当期剰余金は、銀行等の当期利益に該当するものです。
- ・「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出しております。

#### 5. 利益総括表

(単位：百万円)

項目	3年度	4年度
資金運用収支	586	576
役員取引等収支	16	16
その他信用事業収支	△60	△14
信用事業粗利益	542	578
信用事業粗利益率	0.63%	0.67%
事業粗利益	2,249	2,317
事業粗利益率	2.36%	2.43%
事業純益	168	165
実質事業純益	185	165
コア事業純益	185	165
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	185	165

注) 信用事業粗利益率＝信用事業粗利益／信用事業資産（債務保証見返を除く）平均残高×100  
事業粗利益率＝事業粗利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

## 6. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項目	3年度			4年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	84,667	549	0.65	85,487	529	0.62
うち預金	69,503	339	0.49	69,712	318	0.46
うち有価証券	4,396	63	1.43	5,114	67	1.31
うち貸出金	10,768	147	1.37	10,661	144	1.35
資金調達勘定	85,506	7	0.01	86,024	3	0.00
うち貯金・定期積金	84,928	6	0.01	85,454	2	0.00
うち借入金	578	1	0.17	570	1	0.18
総資金利ざや	—	—	0.28	—	—	0.27

注) 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率(資金調達利回り+経費率)

経費率=信用部門の事業管理費/資金調達勘定(貯金・定期積立金+借入金)平均残高

## 7. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項目	3年度増減額	4年度増減
受取利息	1	△20
うち貸出金	△5	△3
うち有価証券	3	4
うち預金	3	△21
支払利息	△11	△4
うち貯金・定期積金	△10	△4
うち譲渡性貯金	0	0
うち借入金	△1	0
差引	12	△16

注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、信連(又は農林中金)からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

## 8. 自己資本の充実の状況

以下で使用している用語については、60・61 ページの「自己資本比率の算定に関する用語解説一覧」をご参照ください。

### ◆自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	3年度	4年度
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	6,589,358	6,828,482
うち、出資金及び資本準備金の額	1,561,363	1,538,867
うち、再評価積立金の額	0	0
うち、利益剰余金の額	5,048,887	5,312,389
うち、外部流出予定額 (△)	15,475	15,276
うち、上記以外に該当するものの額	△5,416	△7,498
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	27,916	24,405
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	27,916	24,405
うち、適格引当金コア資本算入額	0	0
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	0
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	0	0
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	0
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	56,853	27,695
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	6,674,128	6,880,583
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	950	950
うち、のれんに係るものの額	0	0
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	950	950
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	0	0
適格引当金不足額	0	0

項 目	3年度	4年度
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	0	0
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	0	0
前払年金費用の額	0	0
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	0	0
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	0	0
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	0	0
特定項目に係る十パーセント基準超過額	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	0	0
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	0	0
コア資本に係る調整項目の額 （ロ）	950	950
自己資本の額（（イ）－（ロ）） （ハ）	6,673,178	6,879,633
信用リスク・アセットの額の合計額	31,570,573	31,307,522
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△970,492	△986,742
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	1,602,197	1,602,197
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	631,704	615,455
うち、上記以外に該当するものの額	0	0
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	4,313,548	4,192,244
信用リスク・アセット調整額	0	0
オペレーショナル・リスク相当額調整額	0	0
リスク・アセット等の額の合計額 （ニ）	35,884,122	35,499,766
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	18.59%	19.37%

(注)

1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセットの算出にあつては標準的手法、信用リスク削減手法の適用にあつては簡便手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

#### ◆自己資本比率の算定に関する用語解説一覧

用語	内容
自己資本比率	自己資本の額をリスク・アセット等の総額（信用リスク・アセット額及びオペレーショナル・リスク相当額）で除して得た額。国内基準を採用する金融機関では4%以上が必要とされていますが、JAバンクでは自主的な取り決めにより8%以上が必要とされています。
自己資本の額	『コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額（経過措置適用後の額）』のことであります。
エクスポージャー	リスクを有する資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引（以下「資産等」といいます。）の与信相当額のことであります。
リスク・ウェイト	リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの大きさに応じた掛目のことであります。
信用リスク・アセット額	エクスポージャー（リスクを有する資産等）に対して、信用リスク削減手法を適用後、対応するリスクの大きさに応じた掛目（リスク・ウェイト）を乗じて算出したものです。
所要自己資本額	リスクを有する資産等を保有するのに必要となる自己資本の額のことであります。国内基準では各リスク・アセットに4%を乗じた額となります。
オペレーショナル・リスク（相当額）	金融機関の業務において不適切な処理等により生じるリスクのことを指し、不適切な事務処理により生じる事務リスクやシステムの誤作動により生じるシステムリスクなどが該当します。なお、自己資本比率の算出にあつては、一定の手法によりオペレーショナル・リスクを数値化した額をオペレーショナル・リスク相当額として分母に加算します。
	新BIS規制においてオペレーショナル・リスク相当額を算出する最も簡易な手法です。1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。1年間の粗利益は、事業総利益から信用事業に係るその他経常収益、信用事業以外の事業にかかるその他の収益、国債等債券売却益・償還益、補助金受入額を控除し、信用事業に係るその他経常費用、信用事業以外の事業にかかるその他の費用、国債等債権売却損・償還損・償却、役務取引等費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
抵当権付住宅ローン	住宅ローンのうち、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分であるもののことであります。
コミットメント	契約した期間・融資枠の範囲内、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことであります。
証券化エクスポージャー	証券化とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある2以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであり、証券化エクスポージャーとは証券化に伴い第三者に移転する資産のことであります。
店頭デリバティブ	株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことであります。
クレジット・デリバティブ	信用リスクをヘッジ（回避・低減）するために、債務者である会社等の

イブ	信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。
カレント・エクスポージャー方式	派生商品取引及び長期決済期間取引を直評価することにより算出する再構築越コスト（同一の取引を取引の相手方において取引の継続的履行が不可能となったような場合に、同一の取引を市場で再構成する場合に必要なとなるコスト）に当該取引の想定元本（取引にかかる利息等を計算するための名目の元本）に取引内容や期間に応じた一定の掛目を乗じて算出される金額を加算することで与信相当額を算出する方法のことであります。
プロテクションの購入及び提供	プロテクションの購入とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ（回避・低減）するための取引をいい、プロテクションの提供とは、保証を与える取引を指します。
信用リスク削減手法	金融機関が保有している信用リスクを軽減する措置であり、新B I S規制では、貯金や有価証券など一定の要件を満たす担保や保証がある場合には、担保や保証人のリスク・ウェイトに置き換えることができます。
想定元本	投資元本がない金融派生商品において、金利計算等を行うための名目上の元本のことであります。
派生商品取引	有価証券取引等から派生し、原資産の価格によりその価格が決定される商品のことであり、先物、オプション、スワップ取引等が該当します。
オリジネーター	証券化の対象となる原資産をもともと所有している立場にあることを指します。
信用補完機能を持つ I/O ストリップス	信用補完機能を持つ I/O ストリップスとは、原資産から将来において生じることが見込まれた金利収入等の全部又は一部を受ける権利であって、金融機関が留保又は譲り受けた他に劣後しているものを指します。
金利ショック	保有している資産や負債等に金利の変化を当てはめることです。
上下 200 ベーシスポイントの平行移動	金利リスクの算出において、市場金利が一律 2%（0.01%が 1 ベーシスポイント）上昇あるいは低下した場合の現在価値の変化額を算出する方法のことであります。
1 パーセントイル値・99 パーセントイル値	金利リスク量の算出において、期間ごとの金利の 1 年前との変化幅のデータを最低 5 年分集め、小さい方から大きい方へ並べて、データ数の 1% 目もしくは 99% 目の値を変化幅として使用する方法のことであります。
アウトライヤー基準	金融機関が保有する金利リスク量が自己資本に対して 20% を超える経済価値の低下が生じる場合にアウトライヤーとし、金融庁や行政等が早期警戒制度の枠組みの中でモニタリングを行います。

## ◆自己資本の充実度に関する事項

◇信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット	3年度			4年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
現金	395,664	0	0	346,325	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	802,069	0	0	1,200,590	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	750,396	0	0	701,878	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	200,030	20,003	800	200,030	20,003	800
我が国の政府関係機関向け	1,688,724	108,589	4,344	1,689,849	108,701	4,348
地方三公社向け	100,037	0	0	100,037	0	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	69,648,177	13,929,636	557,185	69,325,050	13,865,010	554,600
法人等向け	61,106	26,156	1,046	57,300	21,494	859
中小企業等向け及び個人向け	1,391,345	876,398	35,056	1,250,857	771,441	30,857
抵当権付住宅ローン	407,568	142,457	5,698	376,122	131,502	5,260
不動産取得等事業向け	7,691	7,691	308	6,538	6,538	261
三月以上延滞等	141,978	146,889	5,876	122,182	122,511	4,900
取立未済手形	20,589	4,118	165	11,412	2,282	91
信用保証協会等保証付	6,460,869	634,725	25,389	6,462,899	636,185	25,447
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	338,646	338,646	13,546	343,646	343,646	13,745
(うち出資等のエクスポージャー)	338,646	338,646	13,546	343,646	343,646	13,745
(うち重要な出資のエクスポージャー)	0	0	0	0	0	0
上記以外	10,583,338	16,304,059	652,162	10,544,845	16,262,645	650,505
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	0	0	0	0	0	0
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクスポージャー)	3,884,152	9,710,379	388,415	3,884,151	9,710,379	388,415
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	0	0	0	0	0	0
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	0	0	0	0	0	0
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	0	0	0	0	0	0
(うち上記以外のエクスポージャー)	6,699,186	6,593,680	263,747	6,660,684	6,552,266	262,090

証券化	-	-	-	-	-	-
（うちSTC要件適用分）	-	-	-	-	-	-
（うち非STC適用分）	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,400,000	1,700	68	1,400,000	2,300	92
（うちレックスルー方式）	1,400,000	1,700	68	1,400,000	2,300	92
（うちマンドート方式）	0	0	0	0	0	0
（うち蓋然性方式250%）	0	0	0	0	0	0
（うち蓋然性方式400%）	0	0	0	0	0	0
（うちフォールバック方式）	0	0	0	0	0	0
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	0	631,705	25,268	0	615,455	24,618
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	0	1,602,197	64,088	0	1,602,197	64,087
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	94,398,229	31,570,574	1,262,823	94,139,557	31,307,522	1,252,300
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）	94,398,229	31,570,574	1,262,823	94,139,557	31,307,522	1,252,300

（注）

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
4. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
5. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

◇オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及び基礎的手法の額

（単位：百万円）

3年度		4年度	
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
4,314	173	4,192	167

（注）

1. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当JAでは基礎的手法を採用していません。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞  

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

## ◇所要自己資本額

(単位：百万円)

3年度		4年度	
リスク・アセット等 (分母) 合計 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	リスク・アセット等 (分母) 合計 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
35,884	1,435	35,499	1,419

## ◆信用リスクに関する事項

## ◇標準的手法に関する事項

当組合では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等の次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(M o o d y ' s)
S & P グローバル・レーティング(S & P)
フィッチレーティングスリミテッド(F i t c h)

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

## ◇信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	3年度			4年度		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
信用リスク 期末残高	92,998	10,714	3,493	92,739	10,506	3,892
信用リスク 平均残高	86,826	10,771	3,481	87,145	10,663	3,721

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

◇信用リスクに関するエクスポージャーの地域別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	3年度			4年度		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
国内	92,998	10,714	3,493	92,739	10,506	3,892
国外	0	0	0	0	0	0
合計	92,998	10,714	3,493	92,739	10,506	3,892

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

◇信用リスクに関するエクスポージャーの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

		3年度			4年度		
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
			うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
法人	農業	102	102	0	100	100	0
	林業	0	0	0	0	0	0
	水産業	0	0	0	0	0	0
	製造業	0	0	0	0	0	0
	鉱業	0	0	0	0	0	0
	建設・不動産業	36	36	0	30	30	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0
	運輸・通信業	1,789	0	1,789	1,789	0	1,789
	金融・保険業	73,753	1,068	200	73,420	1,068	200
	卸売・小売・飲食・サービス業	24	24	0	22	22	0
	日本国政府・地方公共団体	1,560	56	1,504	1,908	5	1,902
	その他	363	24	0	62	37	0
	個人	9,420	9,420	0	9,264	9,240	0
その他	5,951	0	0	6,139	0	0	
合計	92,998	10,714	3,493	92,739	10,506	3,892	

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。
2. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

◇信用リスクに関するエクスポージャーの残存期間別の期末残高及び主な種類別の内訳  
(単位：百万円)

	3年度			4年度		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
1年以下	70,680	1,031	0	71,354	2,029	0
1年超3年以下	1,551	1,551	0	650	449	201
3年超5年以下	842	641	201	594	594	0
5年超7年以下	583	583	0	801	801	0
7年超10年以下	1,944	1,042	902	1,719	818	901
10年超	7,978	5,588	2,390	8,367	5,578	2,789
期限の定めのないもの	9,421	277	0	9,251	235	0
合 計	92,998	10,714	3,493	92,998	10,714	3,493

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

◇三月以上延滞エクスポージャーの期末残高の地域別の内訳

(単位：百万円)

	3年度	4年度
国 内	142	122
国 外	0	0
合 計	142	122

(注)

1. 「三月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

◇三月以上延滞エクスポージャーの期末残高の業種別の内訳

(単位：百万円)

		3年度	4年度
法人	農業	0	0
	林業	0	0
	水産業	0	0
	製造業	0	0
	鉱業	0	0
	建設・不動産業	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0
	運輸・通信業	0	0
	金融・保険業	0	0
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	0
	日本国政府・地方公共団体	0	0
	その他	3	1
	個人		139
合計		142	122

(注)

1. 「三月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

◇貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	3年度					4年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	10	28	—	10	28	28	24	—	28	24
個別貸倒引当金	71	57	0	71	57	57	47	0	57	47
国内	71	57	0	71	57	57	47	0	57	47
国外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人	農業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	林業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設・不動産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	運輸・通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日本国政府・地方公共団体	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	13	3	0	13	3	3	1	0	3
個人	58	54	0	58	54	54	46	0	54	46

## ◇貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目		3 年度	4 年度
法 人	農業	0	0
	林業	0	0
	水産業	0	0
	製造業	0	0
	鉱業	0	0
	建設・不動産業	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0
	運輸・通信業	0	0
	金融・保険業	0	0
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	0
	日本国政府・地方公共団体	0	0
	その他	0	0
	個 人	0	0
	合 計	0	0

## ◇信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		3 年度			4 年度		
		格付 あり	格付 なし	計	格付 あり	格付 なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残高	リスク・ウェイト 0%	0	3,106	3,106	0	3,396	3,396
	リスク・ウェイト 2%	0	0	0	0	0	0
	リスク・ウェイト 4%	0	0	0	0	0	0
	リスク・ウェイト 10%	0	7,640	7,640	0	7,654	7,654
	リスク・ウェイト 20%	0	69,680	69,680	0	69,346	69,346
	リスク・ウェイト 35%	0	407	407	0	375	375
	リスク・ウェイト 50%	0	12	12	0	8	8
	リスク・ウェイト 75%	0	1,177	1,177	0	1,035	1,035
	リスク・ウェイト 100%	0	8,678	8,678	0	8,653	8,653
	リスク・ウェイト 150%	0	114	114	0	68	68
	リスク・ウェイト 250%	0	2,816	2,816	0	2,816	2,816
	その他	0	0	0	0	0	0
リスク・ウェイト 1250%	—	0	0	—	0	0	
計	—	93,630	93,630	—	93,355	93,355	

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
3. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

## ◆信用リスク削減手法に関する事項

### ◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

◇信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	3年度			4年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット ・デリバ ティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット ・デリバ ティブ
地方公共団体金融機構向け	0	0	0	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	0	603	0	0	603	0
地方三公社向け	0	100	0	0	100	0
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	0	0	0	0	0	0
法人等向け	35	0	0	5	0	0
中小企業等及び個人向け	68	11	0	69	10	0
抵当権住宅ローン	0	0	0	0	0	0
不動産取得等事業向け	0	0	0	0	0	0
三月以上延滞等	2	0	0	2	0	0
証券化	0	0	0	0	0	0
中央清算機関関連	0	0	0	0	0	0
上記以外	45	0	0	101	0	0
合計	149	714	0	177	713	0

(注)

1. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
2. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

◆派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

◆証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## ◆出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

### ◇出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当組合においては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当組合の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する運用会議を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた联合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

### ◇出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	3年度		4年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	0	0	0	0
非上場	3,155	3,155	3,159	3,159
合計	3,155	3,155	3,159	3,159

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

### ◇出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

	3年度			4年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
上場	0	0	0	0	0	0
非上場	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

◇貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額（その他有価証券の評価損益等）  
（単位：百万円）

	3年度		4年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上場	0	0	0	0
非上場	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

◇貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関係会社株式の評価損益等）  
（単位：百万円）

	3年度		4年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上場	0	0	0	0
非上場	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

◆リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	3年度	4年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	1,400	1,400
マンドレート方式を適用するエクスポージャー	0	0
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	0	0
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	0	0
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	0	0

◆金利リスクに関する事項

◇金利リスクの算定手法の概要

金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスク量を見るものです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明  
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明  
当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度  
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。
- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明  
当JAは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジに依っています。

#### ◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta$ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期  
要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、当組合では、普通貯金等の額の50%相当額を0~5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。  
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期  
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提  
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提  
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提  
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）  
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 $\Delta$ EVEおよび $\Delta$ NI Iに重大な影響を及ぼすその他の前提  
内部モデルは使用しておりません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明  
 $\Delta$ EVEの前事業年度末からの変動要因は、「短期金利低下」によるものです。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明  
該当ありません。

#### ◇ $\Delta$ EVEおよび $\Delta$ NI I以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明  
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta$ EVEおよび $\Delta$ NI Iと大きく異なる点  
特段ありません。

◇金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	562	609	73	59
2	下方パラレルシフト	0	0	2	0
3	スティープ化	703	734		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	160	183		
6	短期金利低下	278	234		
7	最大値	703	734		
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	6,879		6,673	

- 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

## Ⅷ. 直近2事業年度における事業の実績

### 1. 信用事業

#### ◆貯金に関する指標

##### ①科目別貯金平均残高

(単位：百万円)

種類	3年度	4年度	増減
流動性貯金	43,715 ( 51.5)	46,270 ( 54.1)	2,555
定期性貯金	41,168 ( 48.4)	39,137 ( 45.9)	△2,031
その他の貯金	43 ( 0.1)	44 ( 0.0)	1
小計	84,927 (100.0)	85,452 (100.0)	525
譲渡性貯金	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)	0
合計	84,927 (100.0)	85,452 (100.0)	525

注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. ( ) 内は構成比です

##### ②定期貯金残高

(単位：百万円)

種類	3年度	4年度	増減
定期貯金	38,694 (100.0)	37,146 (100.0)	△1,548
うち固定自由金利定期	38,693 ( 99.9)	37,145 ( 99.9)	△1,548
うち変動自由金利定期	1 ( 0.1)	1 ( 0.1)	0
定期積金	1,315	1,208	△107

注) 1. 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

2. 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

3. ( ) 内は構成比です。

#### ◆貸出金に関する指標

##### ①科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種類	3年度	4年度	増減
手形貸付	780	697	△83
証書貸付	9,606	9,607	1
当座貸越	384	357	△27
割引手形	0	0	0
合計	10,770	10,661	△109

##### ②貸出金の金利条件別内訳

(単位：百万円)

種類	3年度	4年度	増減
固定金利貸出	8,820 ( 82.3)	8,634 ( 82.2)	△186
変動金利貸出	1,896 ( 17.7)	1,874 ( 17.8)	△22
合計	10,716 (100.0)	10,508 (100.0)	△208

注) ( ) 内は構成比です。

### ③貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

種類	3年度	4年度	増減
貯金・定期積金等	306	316	10
有価証券	0	0	0
動産	0	0	0
不動産	0	0	0
その他担保物	1	0	△1
小計	307	317	10
農業信用基金協会保証	6,474	6,461	△13
その他保証	1,704	1,693	△11
小計	8,178	8,154	△24
信用	2,231	2,036	△196
合計	10,716	10,508	△208

### ④債務保証見返額の担保別内訳

(単位：百万円)

種類	3年度	4年度	増減
貯金・定期積金等	—	—	—
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	—	—	—
その他担保物	—	—	—
小計	—	—	—
信用	—	—	—
合計	—	—	—

### ⑤貸出金の使途別内訳

(単位：百万円)

種類	3年度	4年度	増減
設備資金	9,340 ( 87.2)	9,223 ( 87.9)	△117
運転資金	1,376 ( 12.8)	1,285 ( 12.1)	△91
合計	10,716 (100.0)	10,508 (100.0)	△208

## ⑥貸出金の業種別残高

(単位：百万円)

種類	3年度	4年度	増減
農業	3,125 (29.1)	3,293 (31.4)	168
林業	0 (0.0)	3 (0.0)	3
水産業	1 (0.0)	1 (0.0)	0
製造業	731 (6.8)	712 (6.8)	△19
鉱業	16 (0.1)	22 (0.2)	6
建設業	488 (4.5)	554 (5.2)	66
電気・ガス・熱供給・水道業	27 (0.2)	25 (0.2)	△2
運輸・通信業	250 (2.3)	237 (2.2)	△13
卸売・小売・飲食業	283 (2.6)	308 (2.9)	25
金融・保険業	1,270 (11.6)	1,443 (13.8)	173
不動産業	12 (0.1)	10 (0.1)	△2
サービス業	1,401 (13.0)	1,303 (12.5)	98
地方公共団体	48 (0.4)	0 (0.0)	△48
その他	3,064 (29.3)	2,597 (24.7)	△467
合計	10,716 (100.0)	10,508 (100.0)	△208

注) ( ) 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

## ⑦主要な農業関係の貸出金残高

### (ア) 営農類型別

(単位：百万円)

種類	3年度	4年度	増減
農業	2,113	2,052	△61
穀作	325	332	7
野菜・園芸	692	696	4
果樹・樹園農業	328	369	41
工芸作物	19	13	△6
養豚・肉牛・酪農	79	79	0
養鶏・養卵	0	0	0
養蚕	0	0	0
その他農業	668	563	△105
農業関連団体等	0	0	0
合計	2,113	2,052	△61

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者が含まれます。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)の子会社等が含まれています。

(イ) 資金種別  
〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	3 年度	4 年度	増 減
プロパー資金	1,415	1,335	△80
農業制度資金	698	717	19
農 業 近 代 化 資 金	73	81	8
そ の 他 制 度 資 金	623	635	12
合 計	2,113	2,052	△61

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融通しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで JA が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは②のみを対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパー S 資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	3 年度	4 年度	増 減
日本政策金融公庫資金	3	2	△1
その他	144	124	△20
合 計	147	126	△21

- (注) 1. 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

⑧農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債権区分	債権額	保全額					
		担保	保証	引当	合計		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3 年度	102	42	16	44	102	
	4 年度	116	56	19	41	116	
危 険 債 権	3 年度	87	61	18	3	82	
	4 年度	48	29	15	1	46	
要 管 理 債 権	3 年度	0	0	0	0	0	
	4 年度	0	0	0	0	0	
	三月以上延滞債権	3 年度	0	0	0	0	0
		4 年度	0	0	0	0	0
	貸出条件緩和債権	3 年度	0	0	0	0	0
		4 年度	0	0	0	0	0
小 計	3 年度	188	103	34	47	184	
	4 年度	165	85	34	42	163	
正 常 債 権	3 年度	10,540					
	4 年度	10,354					
合 計	3 年度	10,729					
	4 年度	10,520					

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権  
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っ

ている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区分	3年度					4年度				
	期首 残高	期中 増加高	期中減少高		期末 残高	期首 残高	期中 増加高	期中減少高		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	10	28		10	28	28	24		28	24
個別貸倒引当金	71	57	0	71	57	57	47	0	57	47
合計	81	85	0	81	85	85	71	0	85	71

⑪貸出金償却の額

(単位：百万円)

	3年度	4年度	増減
貸出金償却額	0	0	0

注) 上記の貸出金償却額は売却損を含んでいます。

◆為替

①内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種類		3年度		4年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	23	142	24	141
	金額	10,834	24,520	10,694	22,945
代金取立為替	件数	—	—	—	—
	金額	1	0	0	3
雑為替	件数	1	—	—	—
	金額	54	44	59	33
合計	件数	23	143	24	141
	金額	10,888	24,564	10,753	22,981

◆有価証券に関する指標

①種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

	3年度	4年度	増減
国債	799	1,033	234
地方債	700	700	0
政府保証債	0	0	0
金融債	0	0	0
短期社債	0	0	0
社債	1,981	1,981	0
株式	0	0	0
受益証券	916	1,400	484
合計	4,396	5,114	718

注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

②商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

### ③有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
3年度								
国債	0	0	108	0	232	562	0	902
地方債	0	0	108	0	575	121	0	804
政府保証債	0	0	0	0	0	0	0	0
金融債	0	0	0	0	0	0	0	0
短期社債	0	0	0	0	0	0	0	0
社債	0	0	0	0	230	2,000	0	2,230
株式	0	0	0	0	0	0	0	0
受益証券	0	534	0	0	877	0	0	1,411
投資証券	0	0	0	0	0	0	0	0
4年度								
国債	0	0	105	0	226	931	0	1,262
地方債	0	0	105	0	557	112	0	774
政府保証債	0	0	0	0	0	0	0	0
金融債	0	0	0	0	0	0	0	0
短期社債	0	0	0	0	0	0	0	0
社債	0	0	0	0	221	1,879	0	2,100
株式	0	0	0	0	0	0	0	0
受益証券	0	507	0	0	893	0	0	1,400
投資証券	0	0	0	0	0	0	0	0

## ◆有価証券の時価情報等

### ①有価証券の時価情報

[その他有価証券]

(単位：百万円)

	種 類	3年度			4年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	0	0	0	0	0	0
	債券	3,936	3,480	456	3,843	3,580	263
	国債	902	799	103	969	899	70
	地方債	804	700	104	774	700	74
	短期社債	0	0	0	0	0	0
	社債	2,230	1,981	249	2,100	1,981	119
	その他の証券	534	500	34	507	500	7
	小計	4,470	3,980	490	4,350	4,081	270
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	—	—	—	—	—	—
	国債	—	—	—	293	298	△5
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	877	900	△23	833	900	△67
	小計	877	900	△23	1,126	1,198	△72
合 計	5,347	4,880	467	5,477	5,279	198	

### ②金銭の信託の時価情報

[その他の金銭の信託]

(単位：百万円)

	3年度					4年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

### ③デリバティブ取引等

(金融先物取引等、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引)

該当する取引はありません。

## 2. 共済事業

### ①長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：百万円)

種類		3年度		4年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
生命系	終身共済	1,829	94,982	1,409	89,372
	定期生命共済	342	836	167	782
	養老生命共済	416	19,832	270	17,881
	うちこども	210	7,852	219	7,414
	医療共済	223	1,371	37	1,111
	がん共済	0	404	0	391
	定期医療共済	0	154	0	144
	介護共済	28	195	31	223
	年金共済	0	618	0	553
建物更生共済		5,782	119,017	4,626	117,740
合計		8,620	237,409	6,759	235,611

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

### ②医療系共済の共済金額保有高

(単位：百万円)

種類	3年度		4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	0	40	144	332
がん共済	0	6	0	6
定期医療共済	0	1	0	1
合計	0	47	144	339

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

### ③介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：百万円)

種類	3年度		4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	159	590	36	472
認知症共済	0	0	62	62
生活障害共済(一時金型)	48	125	30	72
生活障害共済(定期年金型)	22	51	7	39
特定重度疾病共済	347	728	86	440
合計	576	1,494	221	1,085

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

#### ④年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

種類	3年度		4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	57	1,898	25	1,809
年金開始後	—	755	—	711
合計	57	2,653	25	2,519

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

#### ⑤短期共済新契約高

(単位：百万円)

種類	3年度		4年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火災共済	4,116	4	3,763	4
自動車共済		364		359
傷害共済	20,422	25	26,817	24
団体定期生命共済	0	0	0	0
定額定期生命共済	4	0	0	0
賠償責任共済		0		1
自賠責共済		107		106
合計		500		494

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

### 3. 農業・生活関連事業

#### (1) 購買事業取扱実績

##### ①買取購買品

(単位：百万円)

種類		3年度	4年度
		供給高	供給高
生産 資材	肥料	312	386
	農薬	342	350
	飼料	15	16
	農業機械	159	162
	自動車	13	33
	燃料	452	420
	その他	654	787
	計	1,947	2,154
生活 物資	米	0	0
	生鮮食品	0	0
	一般食品	29	29
	衣料品	0	0
	耐久消費財	0	0
	日用保健雑貨	0	0
	家庭燃料	1,048	1,008
	その他	29	24
	計	1,106	1,061
合計	3,053	3,215	

## (2) 販売事業取扱実績

### ①受託販売品

(単位：百万円)

種類	3年度	4年度
	取扱高	取扱高
米	516	549
麦	249	259
その他の穀類	76	58
野菜	1,593	1,578
果実	2,254	2,362
花き・花木	732	766
畜産物	45	43
特産物	57	55
その他	1,132	1,233
合計	6,654	6,903

### ②買取販売品

(単位：百万円)

種類	3年度	4年度
	販売高	販売高
植木	55	52
その他	301	293
合計	356	345

## IX. 直近2事業年度における事業の状況を示す指標

### 1. 利益率

(単位：%)

項目	3年度	4年度	増減
総資産経常利益率	0.31	0.35	0.04
資本経常利益率	4.03	4.53	0.50
総資産当期純利益率	0.23	0.28	0.05
資本当期純利益率	2.97	3.64	0.67

- 注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100  
 2. 資本経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100  
 3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100  
 4. 資本当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

### 2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区分		3年度	4年度
貯貸率	期末	12.61	12.41
	期中平均	12.68	12.48
貯証率	期末	6.29	6.47
	期中平均	5.18	5.98

- 注) 1. 貯貸率 (期末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100  
 2. 貯貸率 (期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100  
 3. 貯証率 (期末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100  
 4. 貯証率 (期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

### 3. 担当職員一人当たり取扱高

(単位：百万円)

項目		3年度	4年度
信用事業	貯金残高	3,541	3,455
	貸出金残高	1,429	1,106
共済事業	長期共済保有高	5,862	5,890
経済事業	購買品供給高	80	80
	販売品販売高	166	184

### 4. 一店舗当たり取扱高

(単位：百万円)

項目	3年度	4年度
貯金残高	28,332	28,218
貸出金残高	3,572	3,503
長期共済保有高	79,136	78,537

## X. 役員等の報酬体系

### 1. 役員

#### (1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は理事及び監事をいいます。

#### (2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額 (注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員(注1)に対する報酬等	56	11

(注1) 対象役員は、理事19名、監事5名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額)によっています。

#### (3) 対象役員の報酬等の決定等について

##### ① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会(組合員等から選出された委員8人で構成)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

##### ② 役員退職慰労金

役員退職慰労金は、理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金総額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の退職慰労金については理事会において決定し、監事各人別の退職慰労金については監事の協議によって定めています。

この場合の役員各人別の退職慰労金については、役員退職慰労金支給算定基準及び役員退職慰労引当規程に基づき、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定した金額を勘案して決定しています。役員退職慰労金支給算定基準については、役員報酬審議会(組合員等から選出された委員8人で構成)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

## 2. 職員等

### (1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当 J A の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当 J A の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和 4 年度において、対象職員等に該当するものはありませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当 J A の連結子法人等のうち、当 J A の連結総資産に対して 2% 以上の資産を有する会社等をいいます。
3. 「同等額」は、令和 4 年度に当 J A の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

## 3. その他

当 J A の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。